**葬祭事業者のみなさまへ**お知らせ

八尾市立斎場（火葬場）の申込方法について

市立斎場（火葬場）の使用については、以下のとおり『八尾市電子申請システム』での予約が必要となります。

**１．仮予約**システムの運用開始について**※身体の一部、死産児*、*霊安室は除きます。**

**（令和６年２月５日（月）以降の火葬場使用が対象）**

・火葬場使用は市民課窓口での**申請前に**仮予約を『八尾市電子申請システム』上で行うことになります（**利用には利用者情報の事前登録が必要です**）。

・予約時、予約可能な時間帯がシステム上で確認できるようになります。

・なお、仮予約システムの操作方法は別紙①をご参照ください。

電子申請システム

ＱＲコード

（操作方法は市のホームページでも掲載しています）

※火葬場使用日が２月５日（月）以降の場合、市民課窓口では、市立斎場（火葬場）の窓口予約はできなくなります。

■■■火葬場使用日と予約方法（参考）■■■

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **２月** | | | | | | | |
| **火葬場**  **使用日** | **１日** | **２日** | **３日** | **４日** | **５日** | **６日** | **７日** | **８日** |
| **市民課窓口での申請・予約** |  |  |  |  | **仮予約後に市民課窓口での申請** |  |  |  |

※仮予約は２月１日（木）10時から受付可能です。

**２．使用許可証の交付について（仮予約後）**

・仮予約後、予約確認書を印刷のうえ、市民課（17時15分以降は管理センター）へお持ちいただき、死亡届の提出、使用料のお支払い、使用許可等の手続きを進めていただくことなります。**手続き完了をもって、予約確定となりますのでご注意ください**。詳しくは別紙②をご参照ください。

**３．斎場入場時刻の変更について（令和６年２月５日（月）以降適用）**

・仮予約システムの稼働に併せて、斎場入場時刻を30分単位の時間設定に変更させていただきます。

**（　旧　＿時２０分、＿時４５分　　➡　　新　＿時３０分、＿時００分）**

《問合せ先》

■操作方法、その他の事項について　　　■仮予約後の手続きについて

環境施設課　℡072-992-2139　　　　　　市　民　課　℡072-924-8532